

○木津川市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

平成31年2月5日告示第13号

改正

令和元年10月30日告示第66号

木津川市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17第1項に基づき家庭的保育事業等（以下「事業」という。）を行う者に対し市長が実施する検査（以下「指導監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

**第2条** 指導監査の対象は、法第34条の15第2項の規定により市長の認可を得て事業を行う者（以下「事業者」という。）とする。

(指導監査の方針)

**第3条** 市長は、指導監査を実施するため法令及び児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇児発第1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等を基本として、事業の運営の実情を踏まえ、毎年度当初に実施計画を定めるものとする。

(指導監査の実施体制)

**第4条** 指導監査は、保育担当課の職員2人以上をもって実施するものとする。

(指導監査事項)

**第5条** 指導監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 事業の運営管理の状況に関すること。
- (2) 事業の会計管理の状況に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(指導監査の種別)

**第6条** 指導監査の種別は、一般指導監査と特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施)

**第7条** 一般指導監査は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4の規定により、1年に1回以上、対象の事業者が運営する事業所（以下「事業所」という。）において実地により行うものとする。

2 市長は、一般指導監査を実施する日の2週間前までに、別に定める一般指導監査資料等関係書

類を提出させるものとする。

3 一般指導監査を実施する職員は、事前に提出された資料をもとに、当該事業所の代表者等の立会いを得て関係書類及び帳簿等を検査するものとする。

4 一般指導監査を実施する職員は、一般指導監査の終了後、実施場所等において当該事業所の代表者等に対し、その結果について講評を行うものとする。

(特別指導監査の実施)

**第8条** 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の事項について重点的に実施するものとし、対象の事業所において実地により行うものとする。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報により、具体的な事業運営の不正若しくは著しい不当を把握することができ、又は違反が疑われる場合

(2) 正当な理由がなく、一般指導監査に誠実に応じなかつた場合

(3) 一般指導監査における指摘事項に関し、改善が認められない状況が継続した場合

2 特別指導監査は、その目的及び効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施するものとする。

(指導監査の実施の通知)

**第9条** 市長は、指導監査の実施に当たり、指導監査を実施する日の30日前までに、当該事業者に對し家庭的保育事業等指導監査の実施通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合においては、この限りでない。

(指導監査の結果の通知等)

**第10条** 市長は、指導監査の結果、是正又は改善を要する事項については、家庭的保育事業等指導監査の結果通知書（別記様式第2号）により当該事業者に對し通知するものとする

2 市長は、前項の指摘事項について、事業者に對し、原則として指導監査の結果を通知した日から30日以内に、家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善状況報告書（別記様式第3号）により報告を求めるほか、必要に応じてその状況を確認するものとする。

3 市長は、当該年度の監査結果について指導監査実施報告書を作成し、その概要を市のホームページで公開するものとする。

(関係機関への情報提供)

**第11条** 市長は、指導監査の結果及び改善状況について、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

(補則)

**第12条** この告示に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成31年2月5日から施行する。

**附 則** (令和元年10月30日告示第66号)

この告示は、令和元年11月1日から施行する。

**別記様式第1号** (第9条関係)

第  
年  
月  
日

様

木津川市長

印

**家庭的保育事業等指導監査の実施通知書**

児童福祉法第34条の17第1項の規定に基づき、下記のとおり指導監査を実施しますので通知します。

指導監査に際しましては、事前に提出していただく資料、指導監査当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

**記**

- 1 対象施設
- 2 指導監査の種別
- 3 実施日時及び場所
- 4 指導監査職員の氏名
- 5 事前に提出する資料及び提出期限
- 6 当日に準備すべき書類

別記様式第2号（第10条関係）

第 年 月 日  
号

様

木津川市長

印

### 家庭的保育事業等指導監査の結果通知書

年 月 日に実施した指導監査の結果について、下記のとおり通知します。

なお、是正又は改善指摘事項について、家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善状況報告書（別記様式第3号）により 年 月 日までに報告してください。

記

（是正又は改善指摘事項）

別記様式第3号（第10条関係）

年　月　日

木津川市長 宛て

所在地

法人名

代表者職氏名

印

家庭的保育事業等指導監査指摘事項改善状況報告書

年　月　日付けで通知のあった指摘事項について、下記のとおり報告します。

記

|       |  |
|-------|--|
| 対象事業所 |  |
|-------|--|

| 是正又は改善を要する事項 | 是正又は改善の具体的な内容（是正又は改善実施日） |
|--------------|--------------------------|
|              |                          |